

事 務 連 絡
令和7年4月16日

各区市町村保育主管課 御中

東京都福祉局子供・子育て支援部保育支援課長
認証・認可外保育施設担当課長

保育所等における虐待等への対応の徹底について

日頃より、東京都の保育行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

保育所等における虐待等への対応については、「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（令和5年5月こども家庭庁）」（以下「ガイドライン」という。）が策定されており、また令和6年12月には、国から、保育所等における虐待等への対応の徹底に関する事務連絡が発出されております。

既に各区市町村、各保育所等において、ガイドライン等を踏まえ、虐待等の防止や発生時の対応に取り組んでいただいているところですが、一方、この間も虐待や不適切な保育に関する事案が明らかになっており、都内の保育所等に関する事案も確認されています。

そこで、各区市町村におかれましては、ガイドラインの内容を改めてご確認いただき、虐待等の未然防止について十分取り組んでいただくとともに、虐待等が発生した場合には適切かつ迅速な対応の徹底をいただくようお願いいたします。また、この旨、貴管内の保育所等にも遺漏なく周知を図っていただきますようよろしくお願いいたします。

なお、今年度より、保育サービス推進事業及び保育力強化事業において、不適切な保育の防止に向け、専門家を活用して地域の他施設へ参加を呼びかけた上で研修を実施する場合の加算を新設しております。管内の保育所等において積極的に活用され、不適切保育の防止に関する理解、取組が進みますよう、ご対応のほどよろしくお願いいたします。

<参考資料>

（別添1）「昨年来の保育所等における不適切事案を踏まえた今後の対策について」

（令和5年5月12日こ成保44・5文科初第420号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）

(別添2) 保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン
(令和5年5月こども家庭庁)

(別添3) 「保育所等における虐待等への対応の徹底について」(令和6年12月26日
こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡)

(別添4) 保育サービス推進事業等の拡充について (R7加算項目の新設)

【問い合わせ先】

東京都福祉局子供・子育て支援部

保育支援課保育計画担当

電話：03-5320-4128